

Title	〔下級審民訴事例研究六六〕 将来の介護費用の損害賠償について、被害者が一時金賠償方式による支払を求めたのに対し、定期金賠償方式が相当であるとした第一審判決が、控訴審判決において一時金賠償方式が相当であるとして、変更された事例(福岡高裁平成二三年一月二二日判決)
Sub Title	
Author	川嶋, 隆憲(Kawashima, Takanori) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2013
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.86, No.3 (2013. 3) ,p.64- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20130328-0064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔下級審民事事例研究 六六〕

将来の介護費用の損害賠償について、被害者が一時金賠償方式による支払を求めたのに対し、定期金賠償方式が相当であるとした第一審判決が、控訴審判決において一時金賠償方式が相当であるとして、変更された事例
福岡高裁平成二三年一月二二日判決（福岡高裁平成二三年(ネ)第二四七号・第七四八号）、損害賠償請求控訴・同附帯控訴事件、判例時報二一五一号三一頁

〔事実〕

本件は、貨物自動車と自動二輪車の衝突事故（以下、「本件事故」という）により重傷を負った自動二輪車の運転者 X_1 とその両親 X_2 および X_3 が、貨物自動車の運転者 Y_1 とその使用者 Y_2 に対して損害賠償を求めた事案である。 X_1 には、本件事故直後から高度意識障害があり、その後、ほぼ植物状態に近い状態のまま、びまん性脳損傷、脳出血、水頭症で症状固定したものと診断された。また、上記後遺障害については、自動車損害賠償保障法施行令別表第一の一級一号に該当すると認定がなされた。

本件における争点は、①損害額および定期金賠償の可否、②要因減額、③過失相殺であった。このうち、①に関して、

X らは、本件訴訟において主張する損害費目のすべてについて一時金賠償方式による支払いを求めたのに対して、 Y らは、 X の将来の介護費用については定期金賠償方式が採用されるべきであると主張した。第一審判決は、「特に介護費用は、 X の余命期間全般にわたり継続して必要となる現実損害の性格を有しており、定期金賠償方式は、それに即したものである」といえること、「定期金賠償による支払継続中、例えばインフレにより介護費用が著しく増大するなど将来的事情が変わった場合でも、民法一一七条（確定判決変更の訴え）の活用により対処することが十分可能である」こと、「 Y らは任意保険に加入しており……、実質的な支払は損害保険会社が行うから、定期金払いとしても、将来的にも履行は確保される

ものと考えられる」こと、「逆に、推定的余命年数を前提として一時金に還元して介護費用を賠償させると、賠償額が多あるいは過少となつて、かえつて当事者間の公平を著しく欠く結果を招く危険性が存することも否定できない」ことを理由として、X₁の将来の介護費用および在宅介護用品費について、X₁の死亡または満七九歳（本件損害賠償請求時における男性の平均寿命）に達する日までのいずれか早期に到来する時までの間、定期金の支払いを命じた。⁽²⁾

これに対してX₁らが控訴した。X₁らは、損害保険会社の経営が破綻する可能性を考慮すると、定期金賠償方式には履行確保の不確実性があること、また、定期金賠償方式によれば、被害者と加害者の関係性が長期にわたり固定化されてしまうこととなり、被害者の精神的負担が耐え難いものであること等を理由として一時金賠償方式による支払いを求めるとともに、X₁らが一時金賠償を求めているのに裁判所が定期金賠償を命じることは処分権主義に反し、また、最判昭和六二・二・六裁集民一五〇号七五頁にも反すると主張した。一方、Y₁らは、将来の介護費用については、将来の不確実な事象について口頭弁論終結時点における予測に基づいて一時金として算定するよりも、定期金賠償のほうが後の事情変更に対応できるから、損害賠償の算定方法としてより実態に即した適正なものであるとして、定期金賠償方式によることが相当である旨を主張した。また、X₁らが主張する処分権

主義違反の主張に対しては、一時金賠償であっても定期金賠償であっても訴訟物は同じであるから、原告が定期金賠償を求めていないのにこれを命じても処分権主義には反しないとし、上記昭和六二年判決との抵触については、当該事案は履行確保の問題を理由に定期金賠償を否定したものではないし、民法一一七条が創設された現行法の下では原告の申立てなしに定期金賠償を命じても昭和六二年判決には反しないと主張した。

〔判旨〕

原判決変更。

「Y₁らは、将来の介護費用について定期金賠償方式によることが相当である旨主張する。

しかしながら、本件において、X₁らは、①Y₁らが賠償責任保険を付保しているとしても、損害保険会社の経営が破綻する可能性もあるから、定期金賠償方式によつては履行確保の不確実性があること、②X₁らは本件事故に関するY₁側の主張により大きな精神的負担を負つてきたところ、定期金賠償方式によれば、紛争の一回的解決が図れず、被害者と加害者との関係性が長期にわたり固定化されてしまうことが耐え難いことなどを理由に、一時金賠償方式による支払いを求めており、また、X₁が症状固定時に二五歳で、後遺障害により高度意識障害や著明な四肢拘縮が継続しているが、後記のとおり在宅

療養をしており、これを前提に損害を算定することが公平の理念に反するものということはできないのであり、民法法一七一条が創設されたことを勘案しても、このXらの申立てに反して、定期金賠償方式を採用することが相当であるとは解されない。」

本判決はこのように述べ、X₁が七九歳に達するまでの四二年間の介護費用および在宅介護用品費について一時金賠償方式による支払いを命じた。なお、本判決は控訴審で確定している。

〔評 釈〕

本判決の結論に賛成する。

一 本判決の意義

本判決は、重度後遺障害事案における将来の介護費用について、被害者側が一時金賠償方式による支払いを求める一方、加害者側が定期金賠償方式による支払いを求めた事案において、控訴審裁判所が、定期金賠償方式によるのが相当であるとした第一審判決を変更して、一時金賠償方式による支払いを命じた判決である。

本件のように、損害賠償請求訴訟の原告が一時金賠償方式による支払いを求めている場合に裁判所が定期金賠償方

式による支払いを命ずることの可否については、最判昭和六二・二・六裁集民一五〇号七五頁がこれを否定しており、その後の下級審裁判例もこれに倣うものが多い。もともと、近年では、平成八年改正民法訴訟法が定期金賠償を命じる確定判決について変更の訴えを創設したこと等を背景として、重度後遺障害事案における将来の介護費用に関して、原告側の申立てがなくても裁判所が定期金賠償方式による支払いを命ずることができるとする裁判例が現れている状況にあった。⁽³⁾

本判決は、そのような状況下において、原告の申立てに反して定期金賠償方式を採用した第一審判決を相当ではないとした高裁判例として注目される。本判決は、処分権主義その他の法令違反を理由とするものではなく、あくまで本件事案における原告らの意思および公平の理念に照らして一時金賠償方式によることが相当であると判断したものであるが、裁判所が原告の申立てに反して定期金賠償方式を採用することについて慎重な立場を示した事例として、今後の裁判実務および学説の議論に少なからず影響を与えるものと思われる。⁽⁴⁾

ところで、定期金賠償をめぐる議論は、当該損害が既発生であるか否か、また、消極損害か積極損害か、といった

損害の性質と密接な関連性を有する問題であると考えられており、これらの差異を捨象して一律に論じることが適当ではない。⁽⁵⁾そこで、本評釈では、本件で問題になった重度後遺障害事案における将来の介護費用を中心に、一時金賠償の訴えに対して定期金賠償の判決をすることの可否について検討し、本判決の是非および関連する問題について考察する。⁽⁶⁾

二 将来の介護費用と定期金賠償

民法は、損害賠償の方式について特別の規定を設けていないが、解釈上、一時金賠償方式と定期金賠償方式の区別があることについては今日ではほぼ異論のないところであり、⁽⁷⁾定期金賠償を命じる判決について変更の訴えを定める民訴法一一七条はこれを前提としている。一時金賠償方式は、損害が既に発生していることを前提とし、将来において具体化する損害については現在価値に引き直したうえで、損害額の総額について原則として即時一括の支払いを求める方式であるのに対して、定期金賠償方式は、請求権の具体化が将来の時間の経過に依存している関係にあるような性質の損害について、損害が具体化することに定期的な支払いを求める方式である。⁽⁸⁾

人身損害賠償の実務においては、身体傷害に基づくすべての損害は不法行為時に発生するとの理解を前提として、一時金賠償方式によるのが通例であるとされるが、他方で、将来の逸失利益や介護費用など、将来において具体化する性質を有する損害について定期金賠償方式が選択される事例も少なからず見受けられる。⁽¹⁰⁾これらの損害について定期金賠償方式を採用するメリットとしては、①被害者の余命認定や介護費用の単価といった不確定要素を含む判断を回避することができること、②損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合でも、民訴法一一七条が規定する変更の訴えにより事後的な調整が可能であること、③賠償金が将来にわたって定期的に支払われることにより、被害者の生活保障に資すると考えられること、④一時金賠償方式を採用した場合に生じる年五%の中間利息控除を回避することができること等が指摘される。他方、デメリットとしては、①賠償義務者の資力悪化の危険を被害者に負わせることになること、②被害者と加害者の関係が長期に及ぶことによる精神的負担等が挙げられる。⁽¹¹⁾

本件で問題となった将来の介護費用は、介護の対価として現実に支出すべき費用であり、かつ、介護が必要な期間にわたって継続的に発生する費用であることから、損害が

現実化するごとに定期的な支払いを求め、定期金賠償方式のほうが、より損害の実質に即した賠償方式であると考えられる。また、最判平成一一・一二・二〇民集五三卷九号二〇三八頁は、介護費用の賠償に関して、被害者死亡後の介護費用を損害として認めることができなとする立場を明らかにしているが（いわゆる切斷説の採用¹²⁾）、被害者の生存期間にわたって支払いを命ずる定期金賠償方式は、このような判例法理とも親和的であると言える。このように、将来の介護費用は、損害賠償請求訴訟における損害費目の中でも定期金賠償方式に馴染みやすい性質を有するものであり、平成八年改正民法による変更の訴えの創設と相俟って、近時、定期金賠償方式の積極的な活用が説かれてくる状況にある¹³⁾。

三 最判昭和六二・二・六裁集民一五〇号七五頁およびその後の裁判例

将来の介護費用のように、一時金賠償方式と定期金賠償方式とを選択しうるとされる損害については、原告が訴え提起に際して選択した賠償方式に裁判所が拘束されるか否かが問題となる。この点、最判昭和六二・二・六裁集民一五〇号七五頁（以下、「昭和六二年最判」という¹⁴⁾）は、

ブルでの飛び込み事故により重度の意識障害を抱えた被害者の付添看護費用に関して、「損害賠償請求権者が訴訟上一時金による賠償の支払を求め、旨の申立をしている場合に、定期金による支払を命ずる判決をすることはできないものと解するのが相当である」と判示した。同判決はその理由を明らかにしていないが、同判決の調査官解説によれば、「担保供与及び変更判決の制度のない我が国では、定期金方式の採用には慎重でなければならず、少なくとも原告からの定期金方式によるべき旨の申立のない場合には、定期金方式を採用することはできないとの考え方によるものと思われる¹⁵⁾」との見方が示されている。

その後、現行法下の裁判例には、上記昭和六二年最判と同様、原告の申立てに反して裁判所が定期金賠償方式を採用することはできないとするものが比較的多い¹⁶⁾が、他方で、原告の申立てに反して裁判所が定期金賠償方式を相当とする裁判例も現れている。例えば、東京高判平成一五・七・二九判時一八三八号六九頁は、本件と同様に、交通事故により重度の意識障害を抱えた被害者の将来の介護費用に関して、①推定余命年数を前提として一時金に還元して介護費用を賠償させた場合には、賠償額が過多あるいは過少となつてかえって当事者間の公平を著しく欠く結果を招く危

險があること、②将来の介護費用は余命期間にわたり継続して必要となる現実損害の性格を有すること、③賠償義務者が任意に損害保険会社と保険契約を締結している場合には、保険会社が保険者として賠償義務を履行することになるから、不履行の危険性は少なくなること、④貨幣価値の変動等の事情変更があった場合でも、民法一七七条の活用により不合理な事態の回避が可能であることを理由として、結論において定期金賠償を命ずるのが相当であるとした。本件原判決である福岡地判平成二三・一・二七判タ一三四八号一九一頁もまた、これと同様の観点から、裁判所が定期金賠償方式を採用することを相当としたものであった。¹⁸⁾

このように、前記昭和六二年最判の先例としての影響力は、近年では動揺が見られる。たしかに、昭和六二年最判の調査官解説が示唆するように、同判決の実質的な論拠がわが国において担保供与および変更判決の制度がないことによるものであったとすれば、変更の訴えが創設された今日においては当時とは事情を異にするに至ったということもできそうである。しかしながら、一方において、担保供与の制度が整備されていないという点では当時と同様の状況にあると言いうことができるし、そもそも、昭和六二年最

判自体は一時金賠償の訴えに対して定期金賠償を命じる判決をすることは許されないと述べるのみであって、特定の制度の存在または不存在を前提とするものではない。のちに見るように、一時金賠償の訴えに対して定期金賠償の判決を下すことは処分権主義に反すると解するのが相当であり、昭和六二年最判の先例としての意義も、処分権主義を基礎として改めて見直されるべきであるように思われる。

四 処分権主義との関係

処分権主義の原則によれば、訴訟物の特定は当事者の権限かつ責任であり、裁判所は当事者が特定した訴訟物と異なる判決をすることはできない。また、民法二四六条は、処分権主義の原則の下、申立事項と判決事項の一致原則を定めており、裁判所は当事者の申し立てていない事項について判決をすることができない。²⁰⁾そのため、一時金賠償の訴えに対して定期金賠償の判決をする場合（または定期金賠償の訴えに対して一時金賠償の判決をする場合）には、処分権主義ないし民法二四六条に反しないか否かが問題となる。

学説は、大別して処分権主義説と裁量説とに分かれる。²¹⁾処分権主義説は、一時金賠償と定期金賠償とは申立てに

質的な差異があること⁽²²⁾、また、定期金賠償判決に伴って生じる再訴提起の負担や履行確保の不確実性などを理由に、賠償方式の選択に関しても処分権主義が妥当するとして、原告の申立てに拘束力を認める立場である⁽²³⁾。これに対して、裁量説は、一時金賠償と定期金賠償は質的に同一であり申立ての範囲内であると見られること、また、定期金賠償を採用することには前記のような様々なメリットがあり、とりわけ将来の介護費用に関しては、被害者の余命認定や介護費用の単価といった一時金賠償方式を採用することに伴う困難を回避することができる結果、審理の促進や賠償額の適正化に資することなどを理由として、裁判所が相当と認める場合には原告の申立てと異なる賠償方式を選択することも許されるとする立場である⁽²⁴⁾。学説上は処分権主義説が多数を占めるが、現行民訴法が変更の訴えを創設したことで、また、近年の定期金賠償方式に対する積極的評価を背景として、裁量説も支持を集めている⁽²⁵⁾。

思うに、一時金賠償によるか定期金賠償によるかは訴訟外において権利者の意思に委ねられているものであるから、訴訟上も原告の意思をできる限り尊重することが望ましい。もちろん、原告の意思も無制約ではありえないが、本件原告も主張するように、原告が一時金賠償方式を選択する背

景には、紛争の一回的解決、履行確保の不確実性の回避、加害者側との関係の早期清算といった動機や目的が考えられるところ、これらの動機ないし目的も法的な意味で保護に値しないとは言えない。定期金賠償判決については変更の訴えによる事後的調整の可能性があるとはいえず、再度の訴訟追行に伴う被害者の経済的・心理的負担は小さくないと思われるし、担保提供制度のないわが国においては定期金賠償判決に伴う履行確保の不確実性も看過できない。

このうち、定期金賠償判決に伴う履行確保の不確実性に關しては、一般論としてはともかく、加害者が損害保険に加入している場合には格別の問題を生じないとの指摘がある⁽²⁶⁾。たしかに、賠償金の実質的な支払者が損害保険会社となる場合には、個人の場合に比べて確実な支払いを期待できるうえ、万一、当該保険会社の経営が破綻した場合でも「損害保険契約者保護機構」⁽²⁷⁾の救済枠組みによる保険金の支払いが予定されている。しかしながら、定期金の支払期間が事案によっては数十年にわたることを考えると、その間において損害保険会社の経営が破綻しないという保証はないし、その場合にセーフティネットとなるべき「損害保険契約者保護機構」についても、損害保険会社の破綻が相次ぐような場合には資金が枯渇する可能性も指摘されて

おり、万全とは言えない。そのような不安定要素を勘案すれば、将来の履行リスクはなお払拭できないものであり、被害者側原告において履行確保の不確実性の回避を目的として一時金賠償方式を選択することには一定の合理性が認められると言うべきである。

また、不法行為に基づく損害賠償債務は損害発生と同時に履行期が到来するとの判例理論²⁹⁾を前提とすれば、一時金賠償の訴えは既に履行期の到来した請求権に基づく現在給付の訴えであるのに対して、定期金賠償の訴えは原告において新たな期限の利益を付与した将来給付の訴えであると解される。だとすれば、一時金賠償の訴えに対して裁判所が定期金賠償の判決を命じることは、現在給付の訴えに対して将来給付の判決を下すという判決形式の変更にとどまらず³⁰⁾、裁判所が新たに期限の利益を付与するという意味において実体権の内容の変更を伴うものである。この点、上記裁量説は、裁判所が裁量により実体権の内容を変更することを許容するものと見られるが、民訴法三七五条のような特別の規定がある場合はともかく、そのような根拠規定を欠くにもかかわらず裁判所が実体権に変更を加えることができるかすれば、その正当化根拠が問われなければならないであろう³¹⁾。

以上の点に鑑みれば、一時金賠償の訴えに対して定期金賠償の判決をすることは、原告の合理的意思に反するのみならず、訴訟の対象となつている実体権の内容に変更を強いるものであつて、処分権主義に反すると解すべきである。本判決は、履行確保の不確実性や加害者との関係長期化の回避といった被害者側原告の意思を斟酌し、結論において申立てどおりの一時金賠償判決による救済を認めている点では評価できるものの、原判決について処分権主義違反の違法をいうものではなく、あくまで不当の問題にとどめている点で疑問が残る。

五 一時金賠償判決と将来の事情変更について

ところで、将来の介護費用について一時金賠償方式を採用すると、判決が前提とした被害者の余命や介護費用の単価と実際のそれとの間に差異を生じた場合に、賠償額が多または過少となる事態は避けられない。とくに、被害者の余命認定については重度後遺障害事案であっても一般人の平均寿命を基礎とすることが通例であるとされるが、このような裁判実務の下では、判決確定後、被害者が早期に死亡した場合（あるいは平均寿命を超えて長期にわたって生存した場合）には、賠償額に関して看過しえない不公平

を生じることが予想される。しかしながら、一時金賠償判決については変更の訴えの対象外であるため、上記のような将来の事情変更に対して事後的な調整を図るとすれば、なんらかの理論構成が必要になる。

この点、前記最判平成一一・一二・二〇の井嶋一友裁判官補足意見は、請求異議の訴えまたは不当利得返還の訴えによる調整の可能性を示唆する。すなわち、同補足意見は、一時金賠償を命じた判決の基準時後に被害者が死亡した場合に関して、「確定判決により給付を命じられた将来の介護費用の支払義務は当然に消滅するものではない」としたうえで、「長期にわたる生存を前提として相当額の介護費用の支払が命じられたのに、被害者が判決確定後間もなく死亡した場合のように、判決の基礎となった事情に変化があり、確定判決の効力を維持することが著しく衡平の理念に反するような事態が生じた場合には、請求異議の訴えにより確定判決に基づく執行力の排除を求めることができ、さらには、不当利得返還の訴えにより既に支払済みの金員の返還を求めることができるものとするのが妥当ではないか」と指摘する⁽³⁴⁾。

しかしながら、このような理論構成に対しては解釈上の困難が指摘されており、今日において多数の支持を集める

には至っていない⁽³⁵⁾。たしかに、既判力の原則論によれば、前訴判決によって確定された権利関係は、再審事由（民法三三八条参照）に該当する場合を除き、既判力によってもはや争うことができないところ、被害者の余命や介護費用の単価が前訴判決の認定と異なるに至ったとしても、これらの事由は前訴における事実認定の誤りをいうものであって、再審事由に該当するとまでは言えない。また、基準時後に弁済や免除があった場合と同様に、被害者死亡の事実をもって抗弁事実の後発的発生と見ることができれば、これを請求異議事由として請求異議の訴えを提起することも可能であると考えられるが、一時金賠償の訴えにおける被害者死亡の事実（被害者が平均余命よりも早く死亡するとの事実）は請求原因事実に対する積極否認として前訴において既に審理・判断の対象となっているものであるから、これを抗弁事由の後発的発生と見るとは困難であるように思われる。また、判決に基づく賠償金の支払いを法律上の原因のない給付と見ることがも困難であり、不当利得返還の訴えとして構成することも、一般論としては無理がある⁽³⁶⁾。

このように、一時金賠償を命じる判決に対して請求異議の訴えや不当利得返還の訴えによって事後的な調整を図ることには既判力の壁があり、それでもなお当事者間の公平

を確保するとすれば、信義則や権利濫用などの一般条項を用いざるを得ない。これらの一般条項については、その性質上、判断基準を明確にすることは難しいが、介護費用については被害者が基準時に死亡した場合にはそれ以降の介護費用を請求できないと解されていることとのバランスを考えると、少なくともこれと類似または近接した状況にある場合には、権利の濫用を理由として強制執行を阻止し、あるいはまた、信義則上不当利得の返還請求を拒むことができないと解することができようか。³⁶⁾

いずれにせよ、一般論としては、一時金賠償を命じる判決について事後的な調整を図ることは困難であると言わざるをえないのであつて、だとすれば、将来において著しい事情変更を生じることが見込まれる事案において裁判所が一時金賠償の申立てを維持することは、処分権主義の観点からはともかく、適切な訴訟運営の観点からは疑問が残る。将来の事情変更の可能性を予測することは必ずしも容易ではないが、例えば、被害者原告が入院治療を続けており、容体の変化について予断を許さないような状況下にある場合に一時金賠償を命じることは適当ではない場合があると思われる。³⁹⁾ 事案によっては、裁判所が釈明権を行使して定期金賠償への申立ての変更を促すか、あるいはまた、予備

的に定期金賠償を求める旨の意思を確認するなどして、具体的事案に応じた賠償方式を選択させることが考えられよう。

六 おわりに

本判決により、高裁レベルにおいては、将来の介護費用の賠償方式に関して、原則として原告の意思に反して定期金賠償方式を命じることはできないとする立場と、特段の事情のない限り定期金賠償判決を命じることができるとする立場とが並立することになった。今後は最高裁による解釈の統一が待たれるが、前述のように、一時金賠償方式を選択する原告の意思には一定の合理性が認められること、また、賠償方式の変更は判決形式の変更にとどまらず、実体権の内容の変更を伴うものであることから、賠償方式の選択に関しても処分権主義の原則が妥当すると解するのが相当であり、前記昭和六二年最判の立場も、そのような観点から再評価する必要があるように思われる。⁴⁰⁾

(1) 福岡地判平成二三・一・二七判タ一三四八号一九一頁。

解説として、井川慶子「判批」交通事故判例速報四六卷一〇号(二〇一一年)一頁、上田竹志「判批」法七六八

六号(二〇一二年)一二六頁がある。

(2) 原判決は、将来の介護費用について、「Yらは、X₁に
 対し、連帯して、平成二三年八月八日からX₁の死亡又は
 同人が満七九歳に達する日までのいずれか早期に到来す
 る時までの間、毎月八日限り、平成三〇年八月八日まで
 は日額一万五三〇〇円、同月九日以降は日額一万九五
 〇円の割合による金員を支払え」とし、また、将来の在
 宅介護用品費について、「YらはX₁に対し、連帯して、平
 成二三年八月八日からX₁の死亡又は同人が満七九歳に達
 する日までのいずれか早期に到来する時までの間、西暦
 の末尾数が六又は一の年の八月八日に六一万二〇〇〇円、
 西暦の末尾数が一の年の八月八日に二五六万七〇〇〇円
 を支払え」としている。

(3) 東京高判平成一五・七・二九判時一八三八号六九頁、
 福岡地判平成二三・一・二七判タ一三四八号一九一頁な
 ど。

(4) 判時二一五二号三二頁コメント参照。

(5) 損害の性格と賠償方法との関連性について、高橋眞
 「定期金賠償」ジュリ一二六号(一九九八年)二四六頁
 以下、窪田充見「定期金賠償の課題と役割——将来の継
 続的な介護費用等の賠償のあり方」ジュリ一四〇三号
 (二〇一〇年)五四頁以下参照。

(6) 将来の介護費用と賠償方式をめぐる近年の議論として、

大島眞一「重度後遺障害事案における将来の介護費
 用——一時金賠償から定期金賠償へ」判タ一二六九号
 (二〇〇五年)七三頁以下、中園浩一郎「定期賠償金」
 判タ一二六〇号(二〇〇八年)五頁以下、窪田・前掲注
 (5)五四頁以下参照。

(7) 定期金賠償方式の積極的導入に向けた先駆的な論稿と
 して、倉田卓次「定期金賠償試論」判タ一七九号(一九
 六五年)一九頁以下(同「民事交通訴訟の課題」(日本評
 論社・一九七〇年)所収)、楠本安雄「定期金賠償」判タ
 二二二号(一九六七年)一三四頁以下、同「定期金賠償
 論の現代的意義」『司法研修所創立二十周年記念論文集
 I』(一九六七年)一六二頁以下、同「定期金賠償と生活
 保障」ジュリ四三一号(一九六九年)二〇五頁以下(以
 上、楠本安雄「人身損害賠償論」(日本評論社・一九八四
 年)所収)など。

(8) 法務省民事局参事官室編「一問一答 新民事訴訟法」
 (商事法務研究会・一九九六年)一三一頁参照。

(9) 最判昭和三七・九・四民集二六卷九号一八三四頁、東
 京地判平成一五・七・二四判時一八三八号四〇頁など参
 照。

(10) 定期金賠償に関する裁判例の状況については、吉本智
 信「佐野誠『生存余命と定期金賠償』(自動車保険ジャー
 ナル・二〇〇五年)一八一頁以下に詳しい。また、勅使

川原和彦「定期金賠償請求訴訟と処分権主義——民事訴訟における時間的価値の捕捉可能性の検討」早法八一巻四号（二〇〇六年）八二頁以下参照。

(11) 定期金賠償のメリットとデメリットについては、池田辰夫「定期金賠償の問題点」鈴木忠一『三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座』4』（日本評論社・一九八二年）二五二頁以下に詳しい。また、羽成守「定期金賠償の支払」判タ六三八号（一九八七年）五九頁、岩井俊「定期金賠償」篠田省二編『裁判実務大系15』（青林書院・一九九一年）三〇四頁、大島・前掲注(6)七八頁、中園・前掲注(6)六頁、窪田・前掲注(5)五八頁など参照。

(12) 同判決は、その理由として、①被害者が死亡すれば、その時点以降の介護は不要となるから、もはや介護費用の賠償を命ずべき理由はなく、その費用を加害者に負担させることは、かえって衡平の理念に反することになること、②このように衡平の裏付けが欠ける場合にまで、損害は交通事故時に一定の内容のものとして発生しており、事故後に生じた事由によってその内容に消長を来さないとの法的な擬制を及ぼすのは相当でないこと、③いわゆる切断説を採った場合には、被害者の死亡時期が事実審の口頭弁論終結前か後かで賠償すべき損害額が異なることがあり得るが、このことは介護費用につき継続説を採る理由になるものではないことを挙げる。同判決の

調査官解説として、河邊義典「判解」『最高裁判所判例解説民事篇平成一一年度（下）』一〇二八頁以下参照。

(13) 大島・前掲注(6)八四頁、中園・前掲注(6)二五頁、窪田・前掲注(5)七八頁など。

(14) 調査官解説として、瀬戸正義「判解」ジュリ八九〇号（一九八七年）五六頁以下参照。

(15) 瀬戸・前掲注(14)五七頁。

(16) 将来の介護費用に関して、水戸地判平成一一・一一・二五交民三二巻六号一八五一頁、大阪地判平成一三・九・一〇判時一八〇〇号六八頁、千葉地八日市場支判平成一四・八・三〇判時一八三八号七六頁（後記東京高判平成一五・七・二九判時一八三八号六九頁の原審）、東京地判平成一五・八・二八判時一八三九号一〇頁、東京地判平成一六・一一・二二交民三七巻六号一七二二頁、東京地判平成一七・二・二四交民三八巻一号二七五頁、大阪地判平成一七・七・二七交民三八巻四号一〇六〇頁、東京地判平成二二・三・二六交民四三巻二号四五頁参照。なお、後遺障害逸失利益に関して、東京地判平成一八・三・二判時一九六〇号五三頁、死亡逸失利益に関して、盛岡地二戸支判平成一七・三・二二判時一九二〇号一一頁、大阪地判平成一七・六・二七判時一一八八号二八二頁、名古屋地判平成二二・六・四交民四三巻三号七四四頁参照。

(17) 同判決の解説・評釈として、小賀野晶一「判批」判評五四六号(二〇〇四年)七頁、菱田雄郷「判批」ジュリ一二六九号(二〇〇四年)一三四頁、春日偉知郎「判批」法研七八卷三号(二〇〇五年)八五頁、川嶋四郎「判批」リマークス三〇号(二〇〇五年)一一〇頁、金田洋一「判批」判タ一一八四号(二〇〇五年)九四頁、河野憲一郎「判批」高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選(第四版)』(有斐閣・二〇一〇年)二二四頁などがある。

(18) その他、福岡地判平成一七・三・二五自保、ジャーナル一五九三号一九頁、福岡高判平成一八・四・一一自保、ジャーナル一六四九号二頁参照。なお、現行民訴法施行前の裁判例であるが、東京地判平成八・一二・一〇判時一五八九号八頁は、一時金賠償の訴えについて予備的かつ黙示的に定期金判決を求めているものと解して、条件付きながら定期金賠償方式を相当とした事例である。

(19) 河邊・前掲注(12)二〇五七頁は、現行民訴法下における事情変更を指摘し、判例変更への期待を示唆する。反対の立場として、雛形要松、増森珠美「定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴え」三宅省三ほか編『新民事訴訟法大系2』(青林書院・一九九七年)三〇頁参照。

(20) 申立事項には、一般に、訴訟物たる訴訟上の請求のほか、その請求についての審判手続、判決内容、審判順序

を含むと解される。鈴木正裕、青山善充編『注釈民事訴訟法(4)』(有斐閣・一九九七年)一〇〇頁(長谷部由起子、兼子一原著『条解民事訴訟法(第二版)』(弘文堂・二〇一一年)一三三六頁(竹下守夫)など参照)。

(21) 学説の状況について、高見進「訴え提起の柔軟化」ジュリ一〇二八号(一九九三年)七三頁、坂田宏「処分権主義よりみた定期金賠償判決」谷口安平先生古稀祝賀『現代民事司法の諸相』(成文堂・二〇〇五年)一八六頁、下村眞美「申立事項と判決事項」伊藤眞、山本和彦編『民事訴訟法の争点』(有斐閣・二〇〇九年)一一八頁など参照。

(22) 江藤价泰「判決において定期金賠償を命ずることの可否」鈴木忠一、三ヶ月章監修『実務民事訴訟講座3』(日本評論社・一九六九年)三〇三頁参照。また、越山和広「定期金賠償積極論と処分権主義——被害者の申立てによらない定期金賠償の可能性をめぐって」関法五六卷二二三号(二〇〇六年)一三九頁以下は、一時金賠償と定期金賠償は、権利としても別個であると論じる。

(23) 楠本・前掲注(7)判タ二二二号(一九六七年)一三五頁、池田・前掲注(11)二六〇頁、塩崎勤「植物人間」吉田秀文、塩崎勤編『裁判実務大系8』(青林書院・一九八五年)一六五頁、兼子原著・前掲注(20)一三四四頁(竹下)、新堂幸司『新民事訴訟法(第五版)』(弘文堂・二〇

- 一一年) 三三四頁、松本博之Ⅱ上野泰男『民事訴訟法〔第七版〕』(弘文堂・二〇一二年) 六五三頁、高橋宏志『重点講義民事訴訟法(下)〔第二版〕』(有斐閣・二〇一二年) 二三六頁など。原告または被告いづれかの申立てがあればよいとする見解として、坂田・前掲注(21) 一八九頁、大島・前掲注(6) 八一頁参照。
- (24) 倉田・前掲注(7) 二四頁、同「年金賠償再論」判タ八五四号(一九九四年) 一七頁、四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為(下)』(青林書院・一九八五年) 四七〇頁、羽成・前掲注(11) 五八頁、高見・前掲注(2) 七六頁、藤村和夫『交通事故賠償理論の新展開』(日本評論社・一九九八年) 一五六頁、波多江久美子『植物状態』塩崎勤Ⅱ園部秀穂編『新・裁判実務大系5』(青林書院・二〇〇三年) 一七七頁、河邊・前掲注(12) 一〇五七頁、中園・前掲注(6) 一三頁など参照。
- (25) 前記東京高判平成一五・七・二九判時一八三八号六九頁の評釈では、定期金賠償方式に伴う問題を指摘しながらも、結論において判旨に肯定的なものが多い。小賀野・前掲注(17) 一七七頁、菱田・前掲注(17) 一三六頁、川嶋・前掲注(17) 一一三頁、春日・前掲注(17) 九七頁など。
- (26) 藤村・前掲注(24) 二六頁、三上威彦「判批」法研七 一卷三号(一九九八年) 一二三頁、大島・前掲注(6) 八二頁など参照。本件原判決もまた、加害者が損害保険に加入していることを一つの理由として、定期金賠償方式の採用を相当としたものであった。
- (27) 「損害保険契約者保護機構」は、経営破綻した損害保険会社の保険契約者等を保護し、保険事業に対する信頼を維持することを目的として、平成一〇年一二月に損害保険業を営む会社全社(再保険専門会社等、保険業法により加入義務のない一部の会社を除く)が参加して設立された法人である。同機構については、<http://www.sompologo.or.jp> に紹介がある。また、玉村勝彦『損害保険の知識〔第三版〕』(日本経済新聞出版社・二〇一一年) 一六九頁以下参照。
- (28) 清水秀規「定期金賠償方式の現状と促進に関する考察」賠償科学二九号(二〇〇三年) 八九頁参照。
- (29) 最判昭和三七・九・四民集一六卷九号一八三四頁は、不法行為に基づく損害賠償債務について、「損害の発生と同時に、なんらの催告を要することなく、遅滞に陥る」とする。
- (30) 判例および学説の多くは、現在給付の訴えに対して履行期未到来を理由に将来給付の判決を下すことについて肯定的であるが(最判平成二三・三・一判タ一三四七号九八頁、鈴木Ⅱ青山編・前掲注(20) 一〇九頁〔長谷部〕、兼子原著・前掲注(20) 一三四三頁〔竹下〕など参照)、一

時金賠償の訴えに対して定期金賠償の判決を下す場合は、本文に述べたような裁判所の裁量による実体権の内容の変更を伴う点で、これと同列に論じることができない。

(31) 本研究会における山本和彦教授、中島弘雅教授のご指摘に示唆を受けた。民訴法三七五条の正当化根拠については諸説あるが(議論状況について、兼子原著・前掲注(20)一八六四頁(加藤新太郎)参照)、これを当事者の同意に求めるとすれば、賠償方式の変更に関して両当事者の明示または黙示の同意があったと認められる場合には、同条の趣旨を類推することも考えられようか。

(32) 宗宮ほか・後掲注(40)九二頁は、本判決について、「一時金賠償方式が明らかに不合理であるといえない場合には原告の選択(申立て)が優先するとしたものであろうか」と指摘する。

(33) 大島・前掲注(6)七七頁参照。

(34) 同旨を説く見解として、山本戸克己「判批」民商四八卷二号(一九六三年)二六〇頁、宮崎富哉「損害賠償請求訴訟の訴訟物」鈴木忠一「三ヶ月章監修『実務民事訴訟講座3』(日本評論社・一九六九年)六九頁参照。

(35) 解釈上の問題点につき、河邊・前掲注(12)一〇五一頁以下参照。

(36) 大審院時代の判例であるが、大判明治三三・三・一〇民録六輯三卷五一頁は、督促手続上の支払命令および執

行命令に基づく金員の給付については、再審の訴えにより取り消されない限り、不当利得返還請求をすることができない旨を判示している。

(37) 最判平成一一・一二・二〇民集五三卷九号二〇三八頁参照。

(38) 最判昭和三七・五・二四民集一六卷五号一一五七頁は、権利の濫用を理由とする請求異議の訴えを認める。

(39) 本判決が一時金賠償方式を相当とするにあたり、被害者原告について在宅療養が認められている点に言及しているのは、同様の配慮によるものと思われる。

(40) 本判決の紹介として、宗宮英俊ほか「紹介」NBL九八七号(二〇一二年)九二頁がある。

(平成二五年二月一五日脱稿)

川嶋 隆憲